

資本主義の発達と地主制の形成

—— 天皇制絶対主義の成立と再編(3) ——

那 須 宏

1 松方財政の展開

明治14年（1881）の政変は、明治政府の統一的基本方針の確立、そのための政治体制の統一・強化、明治憲法体制の成立にいたる軌道の敷設を意味するものであるが、それが「明治14年」に、「政変」という形でなされたことについては、つぎのような理由が考えられる。

第1の理由は、領有制解体過程の完了にともなう明治政府の政策基軸の移行である。「万国対峙」のための上からの資本主義化は、洋式機械・技術の輸入・移植という形をとって、すでに明治政府の成立直後からおこなわれていたのであるが、13年までの政府の政策上の重点は領有制の解体におかれており、そのかぎりでは政府内部の統一が保たれていた。ところが、13年に領有制の解体を一応完了したとき、天皇制をいかなる支配機構として確立するか、ということに政府の政策上の重点が移行し、政府内部の統一も破綻するのである。

第2の理由は、国家財政の破綻にある。上からの資本主義化と領有制の解体とを、並行して推進しなければならなかったことに起因する矛盾は、当面、インフレーションの高進となって現われ、さらには、国家財政の破綻となって集中的に現象化する。その結果、政府の基本方針を確定することは、もはや一刻の猶予も許さない急務となるのである。

第3の理由は、自由民権運動の高揚にある。上からの資本主義化にともな

2 資本主義の発達と地主制の形成

う矛盾の政治的表現は自由民権運動であるが、政府が財政危機に直面したとき、自由民権派の国会開設運動は頂点にたっし、民権派にたいする先制攻撃として、いかなる「立憲政体」を創出すべきかということが、焦眉の課題となってきたのである。

したがって、天皇制国家の未来像をめぐる政府部内の対立は、まず財政政策をめぐる対立となって現われ、のちに大隈重信の憲法奏議をめぐって「立憲政体」にかんする論議が起り、財政政策をめぐる対立は、全基本政策をめぐる対立へと発展したのである。かかる意味で、明治14年の政変は、直接的には、自由民権運動にたいする譲歩であったが、政変のより本質的な原因は、藩閥専制政府の側にあったといえる。だからこそ、この政変を契機として、自由民権運動を圧殺するための政策が、つぎつぎと遂行されていったのである。

しかし、大江志乃夫氏のつぎのような見解を容認することはできない。大江氏の基本的論点は、「産業資本の創出過程、いいかえれば政商的商人資本の産業資本への転化の過程の開始は、明治絶対主義がブルジョア民主主義革命運動の攻撃のさなかで余儀なくされた大転換の所産であり、……いわば、維新の成功が日本の産業資本成立の直接の起点となったのではなく、春秋の筆法によれば国会開設運動の挫折が日本産業資本成立の直接の起点となったのである⁽¹⁾」これをとくに財政経済政策に即していえば、大久保一大隈体制下の大隈財政は、流通中心の政策にかぎられた商人資本の財政であり、「本来的な産業資本の育成とはまったく無縁⁽²⁾」であったが、14年政変後に成立した伊藤一松方体制下の松方財政は、本源的蓄積の遂行を任務とし、「産業資本の創出に足をふみ出したのであるが、事実としてはそれは商人資本の産業資本への転化としておこなわれた⁽³⁾」ということにあった。

以上的大江氏の見解にたいする大石嘉一郎氏の批判⁽⁴⁾がすでに指摘しているように、大隈財政＝「商人資本の財政」、松方財政＝「産業資本の財政」なのではなくて、両者はともに「商人資本の産業資本への転化の財政」であり、

そのかぎりで両者の性格に基本的な範疇的差異はない。大隈財政と松方財政との差異は、ともに資本主義的でありながら、段階的な条件を異にしていたことによるものであった。

「万国対峙」のため、上からの資本主義の発展＝殖産興業政策が本格的に展開されるにいたるのは、岩倉遣外使節帰国後のことであるが、その推進者であった参議兼内務卿大久保利通が、翌7年5・6月ごろに提出した「殖産興業に関する建議書」には、つぎのように書かれている。「大凡国ノ強弱ハ人民ノ貧富ニ由リ人民ノ貧富ハ物産ノ多寡ニ係ル而テ物産ノ多寡ハ人民ノ工業ヲ勉勵スルト否サルトニ胚胎スト雖モ其源頭ヲ尋ルニ未タ嘗テ政府政官ノ誘導奨励ノ力ニ依ラサル無シ⁽⁵⁾」欧米先進諸国の圧迫をうけて、「富国」はなお「強兵」の従僕にすぎなかったとはいえ、資本主義的工業を発達させることは、「富国」の基礎として、当時の政府当局者に強く意識されていたのである。

大久保一大隈体制下の大隈財政は、前期的商人資本を基盤とした維新初期の由利公正の財政政策を排して、政府の財政的基礎を強化し、そのうえで、商人資本の産業資本への転化、産業資本の育成をはかることを課題としていた。しかし、封建領有制のもとにおける商業とくに対外貿易の未発達のため、貨幣蓄積がきわめて貧弱であったという条件に規定されて、近代的大工業の輸入・移殖にあたり、政府は産業資本形成に主導的な役割を果たさなければならなかった。そして、政府の「誘導督励」は、なによりもまず「資用の財本を増加⁽⁶⁾」すること、つまり、国家権力を背景とする新たな資金の創出に向けられた。かくて「明治初年のもっぱら前期的商業資本と結んで流通過程に基礎をおく殖産興業政策に対して、新しい殖産興業政策、すなわち、国家資本による産業の建設と、広汎な勸業資金の総花式配分という政策が展開してくる⁽⁷⁾」のである。

このような産業資本育成政策の展開は、国内の自生的なブルジョア的発展によって、その実施が促されたものではなく、先進資本主義諸国に対応する

4 資本主義の発達と地主制の形成

ために、強制され飛躍させられたものであったが、究極的には、絶えず国内経済の発展度によって規制されざるをえなかった。かくて旧来の生産構造の変革、産業資本の再生産軌道の確立にたいする認識は、まだきわめてふじゅうぶんであり、殖産興業政策は、当面、政府の流通面政策をつうじる資金の創出を重視し、それによって産業の育成をはかるという構想のうえにたっていた。具体的には、金融機関の設立によって、「商業進歩ニ由リ資本融通ノ不便ヲ感セン事」⁽⁸⁾を解消するとともに、財政資金の運用による貿易金融によって、「内国中ニ於ケル物産融通ノ媒介ヲ為シ、工業奨励ノ基礎ヲ立ツル」⁽⁹⁾ことを主眼とし、産業育成策は、模範官営主義・輸入殖産主義・官府の指導主義を特徴としていた。

明治政府の資金創出策は、「空局同様」⁽¹⁰⁾の財政状態のもとで、不換紙幣（太政官札）の発行をもってはじめられたのであるが、そこでは、紙幣の発行が、ただちに「金融ヲ疏通」し、殖産興業の資金を創出すると考えられていた⁽¹¹⁾。しかし、太政官札の流通困難、その価値の動揺・下落という現実の経験をつうじて、たんに不換紙幣を発行するだけでは、それが資金にならないことを認識するにいたった。かくて明治政府の財政金融政策の担当者は、由利公正から大隈重信に変わり、大隈は、近代的銀行制度を輸入することによって一挙に兌換制度をつくりあげ、それを基礎にして殖産興業資金を供給しようとした。明治5年11月15日に制定された国立銀行条例は、まさにこうした方策の具体化にはかならず、「政府発行紙幣消却ノ方法ヲ立テ併テ世上ノ金融ヲ開通スル」⁽¹²⁾ことを目的とするものであった。

しかし、このような資金創出・産業育成政策は、当面の課題である領有制の解体によって躊躇されざるをえなかった。すなわち、廃藩置県後も、政府の經常収入の少なくとも30%以上が旧領主・家臣団への家禄支給に費消され、さらに旧幕藩債の整理のため、政府の実収入はその半ばを削り取られるという状態であった。かくて「万国対峙」のための新経済政策は、それを裏打ちする財政的措置を強く制約されていた。けだし、領有制の解体過程が未

完了であり、社会的生産力がなお低位にとどまっていたこの段階で、近代的な兌換制度を確立することは不可能だったのである。兌換制度の確立のためには、その前提として、正貨の蓄積・紙幣の整理による貨幣価値の安定が実現されていなければならない。かくて兌換制度確立のための方策は完全に失敗し、9年8月1日には国立銀行条例が改正され、国立銀行券の正貨兌換制は廃止されるにいたるのである。

それと同時に、禄制処分のため1億7384万円の金禄公債が発行されて、年々1000万円以上の利子支払が必要となり、公債政策がとみに重要性をました。そこで、政府は、公債価格維持のため、公債抵当による銀行券の発行を認めることになるが、それは、士族の動揺を押えつつ、金禄公債を銀行資本に転化し、しかもその銀行の発展を容易ならしめようとするならば、必然的にとらざるをえない方策であった。金禄公債は、多数の国立銀行および近代産業の資本に転化し、「本源的蓄積の最も力強い楨杆の一つ¹³⁾」として機能することによって、旧領主階級を新時代の支配階級に轉身させ、政商・地主と結合させたのである。この改正によって、兌換制度確立・不換紙幣銷却の方針は後景に退き、維新初期にみられた、多額の通貨を発行することによって殖産興業の資金を創出しようとする政策が、前面に現われてきた。そのうえに、西南戦争の戦費調達のための2700万円の不換紙幣増発がくわわり、インフレーションの素地が醸成されていったのである。

西南戦争を契機とする激しいインフレーションは、農村の自給経済の解体・商品経済化をおしすすめ、資本の本源的蓄積を促進する役割をはたした。地方の在来産業は高物価に刺激されて振興し、巨商・政商資本は急速に貨幣蓄積を増大させた。しかし、その貨幣資本は、インフレの進行下では生産面に定着することはできず、多くは流通面に投下された。要するに、インフレ政策は、商業高利貸資本の急速な蓄積をもたらし、その方面から資本形成に役立つことはできたが、それによって、本来の目的たる近代産業の育成は妨げられた。「自由な労働者」の創出という点でも、「資本主義的生産の基本

的諸条件⁹⁹は、まだじゅうぶんに与えられてはいなかった。その結果、「商業家ハ物価変動ノ甚シキニ眩惑シ、皆投機ノ奇利ヲ射ルニノミ吸々トシテ、敢テ実業ヲ顧ミス。故ニ大資本ヲ要スル大工業ハ金利ノ高キカ為メニ起業ヲ企ツル者ナシ⁹⁹」という状況をもたらした。

商業資本の産業資本への転化の過程は、「第一には、商業資本の、生産への喰ひ込みの過程として、従つて、生産への投機の過程として現はれ、……第二には、生産が、商業資本によつて無理に喰ひ込まれる過程として、従つて、生産攪乱たる疎製濫造の過程として現はれ⁹⁹」、その過程で、商業資本の産業資本にたいする支配が形成された。また、インフレーションはそれじたい財政窮迫の結果であったが、それはますます国家財政を深刻な危機におとし入れ、「政府ノ会計ハ其収入ノ実価殆ト其半ヲ減シ、……公債ノ価格ハ非常ニ下落シ、……外国輸入品ハ益増加シ正貨流出ノ勢殆ト底止スル所ヲ知ラス⁹⁹」といった窮迫した状態を惹起した。ここに、財政政策の転換を必然ならしめる最大の理由があった。それは、一方では財政危機への対応と、他方ではあらたな産業育成策への転換である。

殖産興業政策の転換は、まず13年11月5日に布達された工場払下概則にみることができる。工場払下概則は、大隈の構想にもとづき、公債および紙幣償還の元資をうるための、歳出節減を直接の目的とするものであった。しかし、払下げの対象となった官営模範工場は、その欠損額は大きい、投資額の財政規模にたいする比重はきわめて小さいため、その払下げだけでは、じゅうぶんに国庫収入増加の目的を達することができなかつた。かくて概則布達の意義は、殖産興業政策の転換点たるところにあつた。すなわち、政府は、官営工場の払下げによって、行財政上の全力を戦略的工業および交通・通信部門に傾注する余裕をうるとともに、民間企業にたいする保護政策を重点的・選別的に実施することができるようになった。しかし、概則に規定された払下げ条件（営業資本金の即時上納・興業費の年賦償還）は、かえって払下げの実施を妨げ、「工場払下概則ヲ存在セハ之カ為メ支障ヲ招ク憂アリ」という状

態になったので、ついに17年10月3日、松方によって概則は廃止され、「今後工場等ヲ払下スルトキハ其時々方策ヲ具シテ稟議」することになった。¹⁸ 官業払下げが現実に進行するのは概則廃止後のことであるが、これを契機として、従来、国家資本による直接経営と勸業資金の総花式配分を特徴とした殖産興業政策は、政商・巨商を中軸とする産業育成策に転換した。そして、この転換を可能にしたものは、インフレ政策による私的資本の蓄積の進行であった。

転換の第二は、この新しい殖産興業政策の担当者として、14年4月7日、農商務省が設置されたことである。農商務省の設置は、「各省分任の事務中農商に関する事務を一省に集合する」という勸業政策の統一を意図したものであったが、同時に、官府的指導主義・模範官営主義を特徴とした従来の産業育成策を「顛倒一変」して、柔軟かつ現実的な民業保護育成政策を実行することをも、目的とするものであった。¹⁹ しかし、この措置によって、勸業資金の配布による直接的な保護育成策が完全に廃止されたわけではない。「主義を顛倒一変」する対象とされたのは、地方の豪農・豪商であり、政商・巨商にたいしては、従来以上に手厚い保護の手がくわえられたのである。

転換の第三は、13年10月に横浜正金銀行を代理機関として開始された海外荷為替制度によって、準備金の運用による貿易金融が本格化したことである。この制度は、大隈により、「一方ニ於テハ直輸者ノ志気ヲ振起セシメ、一方ニ於テハ在外公廩諸費外国債償還金等ノ為メ、故ラニ海外へ送金ヲ為サルノ便ヲ謀ラント欲シ」²⁰ 創設されたものであった。しかし、松方が大蔵卿に就任するとともに、「正貨ノ増殖ハ到底荷為換法ニヨリテ之ヲ海外ヨリ吸取スルニ若カサルヲ察シ」、「兌換準備ニ充ツヘキ正貨ノ増殖ヲ勉ムル」²¹ の目的がかかげられ、また従来、「荷為換ナル者ハ、専ハラ蚕糸製茶ノ二品ヲ首トシ」ていたのにたいし、「我国最大ノ物産タル米穀ヲモ亦右正貨増殖方便ノ要品中ニ加フヘキ也」²² と主張された。ここに、松方が荷為替取組制度に課した役割と、大隈のそれとの差異をみることができる。松方は、紙幣整理のため

の正貨吸収策の一環として直輸出政策を位置づけ、そのためには、内地荷為替の一時停止、不況下の「余米」の輸出さえあえておこなった。しかし、そうした差異にもかかわらず、松方は、彼自身が「此一方タル固ヨリ今日新施ノ事ニ非ス²³」というように、大隈にはじまる直輸出政策の継承という一面をもたざるをえなかったのである。

以上みてきたように、官業払下げ・産業育成策にしても、貿易金融にしても、すでに大隈によって着手されていたものである。そのかぎりにおいて、「松方財政は、基本的に、13年に転換を示した大隈財政の強力的な継承であった²⁴」とする大石嘉一郎氏の見解を、一応承認することができる。大隈と松方の基本的な対立点が明確になってくるのは、紙幣整理の具体策、とくに外債募集の是非をめぐる点である。

大隈は、紙幣価値の下落と財政危機の原因を洋銀相場の騰貴にもとめ、さらにその原因は、正貨の欠乏→輸出入の不均衡→国内産業の不振にあるとし、国内産業を振興して輸出入の不均衡を是正することを、根本的な対策と考えた。そして、明治11年8月には、「公債及紙幣償還概算書」を、翌12年7月には、その改訂版である「国債紙幣銷却方法」を作成し、38年までに内外公債および政府紙幣の全額を銷却する計画をたてた。しかし、紙幣価値の不安定のために、この計画も遂行できなくなったので、大隈は、外債5000万円を募集し、これによって一挙に紙幣銷却をなしとげようとした。²⁵

松方は大隈の外債募集案に真っ向から反対した。彼は、財政危機の原因を紙幣の濫発にもとめ、紙幣銷却と正貨蓄積とを並行的にすすめ、兌換制度を確立しようとした。すなわち、「断然此巨額ノ紙幣ヲ整理償還シテ、我国ニ一大中央銀行ヨリ発行スル所ノ兌換紙幣ノ制度ヲ起サンコトヲ期シ」、「一方ニ於テハ直ニ紙幣ヲ消却シ、一方ニ於テハ正貨ヲ蓄積シ、紙幣価格ノ回復ト準備正貨ノ度合ヲ計リ、紙幣兌換ヲ実施スルニ決シタ²⁶」のである。

この松方案では、さきの大隈案が政府紙幣・公債の全額銷却をめざしていたのに反し、銀・紙の差額のなくなるところまで紙幣を銷却・縮減し、他方

で、正貨を充実して紙幣を兌換券に切り替えようとしていた。松方案においては、紙幣整理の問題が公債整理の問題と切り離されるとともに、紙幣整理がたんなる紙幣銷却におわらず、中央銀行の設立による通貨・信用制度の整備と結びつけられていた。「このような相違点をつうじてみられることは、大隈のばあいには紙幣が公債とともに政府の負債である点が強く意識され、その返済が主要問題となっているのにたいして、松方のばあいには、紙幣を兌換券に切りかえて近代的通貨・信用制度のなかに正当に位置づけようとすることが主たる問題となっている、という相違であろう。そしてそのかぎりでは後者のほうが、より实际的、より近代的な構想だったといえるのである²⁸⁾」ここにこそ、松方財政の主要な特徴があったのであり、それはまた、殖産興業のための資本蓄積の政策でもあったのである。

松方は、14年9月、太政官に提出した「財政議²⁸⁾」のなかで、大隈追放後、財政担当の衝にあたるべく、財政政策の大綱を明らかにした。ここで、彼は、「紙幣ノ下落ハ其原由スル所独リ増発ノ故ノミニ非ス、政府ノ準備空乏ヲ告クルコト年一年ヨリ多キニ由ル」、「然ラハ則チ紙幣ノ下落ハ正貨ノ足ラサルニ原シ、正貨ノ足ラサルハ物産ノ繁殖セサルニ由ル。物産繁殖セサルハ貨幣運用ノ機軸定マラサルニ帰スルモノタリ」との論理にたつて、「正貨ヲ蓄積シテ準備ノ勢力ヲ増進スル事」「輸出ヲ盛ニシテ輸入ニ勝タシムル事」「大ニ物産ヲ繁殖スル事」という「政府ノ目的」は、「畢竟貨幣運用ノ機軸ヲ定ムルニ帰着スル」とした。つまり、金融制度の整備による産業育成を、財政経済政策の中心と考えたのである。

「財政議」は、以上の目的達成のために、日本帝国中央銀行・貯蓄銀行・勸業銀行の設立を提議していた。中央銀行は、官民共立・資本金1000万円とし、政府収入の運用・金融の疎通・正貨の蓄積および紙幣の整理を目的とし、「貯蓄勸業両銀行ト相鼎立シ、一ハ全国貨幣ノ機軸トナリ、一ハ勸業ノ媒介者トナリ、共ニ国ヲ益シ人ヲ富マスノ至大要具」とされていた。貯蓄銀行は、官立とし、「地方ノ散金余貨ヲ集合シテ広ク活動スルヲ本旨」とするも

のであり、農業から資金を吸い上げて産業の元資に転化する媒介項の役割を課せられていた。勸業銀行は、資本金 500 万円で、「専ハラ資本流通ノ便ヲ謀リ、物産ヲ興隆シ、事業ヲ進捗セシムルヲ目的」とし、不動産抵当銀行として、「専ハラ農工業水陸運搬等ノ起業ヲ助クルモノ」とされていた。

このうち、中央銀行は、松方が大蔵卿に就任した翌年（明治15年）の6月27日、日本銀行条例にもとづいて設立された。そのさい、松方は、「日本銀行創立旨趣ノ説明⁹⁹」を起草し、「中央銀行ノ今日ニ設立セサル可カラサル理由」を5ヵ条にわたり詳論しているが、それは、要するに、日本銀行を中核とし、その傘下に国立銀行を配置して、全国的に銀行網を張りめぐらし、日本銀行と国立銀行とのあいだの手形の再割引を盛んにして、国立銀行および諸会社などの資力を拡張し、さらに、日銀の割引率を引き下げて市中金利の低下をはかり、低利な資金の供給によって産業資本の発展を促進しようというものであった。また、勸業銀行は、「日本銀行条例ノ大旨⁹⁹」において、「土地家屋ヲ抵当トシテ起業資本ヲ貸付ケ、或ハ田野ノ開墾ヲ勸メ、或ハ地質ノ改良ヲ翼ケ、或ハ製糸鑿溝築港等ノ事業ヲ振作スルヲ目的トスル」興業銀行に発展させられた。勸業＝興業銀行は、種々の事情により実現されなかったが、その構想のなかには、松方の資本蓄積政策の本質がよく表現されている。すなわち、緊縮財政とデフレ政策に対応して、民間資金の吸収と投融資の重点的傾斜を特徴とする資本蓄積政策が、松方財政のもとで展開されていったのである。

松方の「財政議」について、さらに注目しなければならないのは、彼が、政府の財政的危機を、国家の政治的経済的危機として認識していたことである。松方は、本論を結ぶにあたって、つぎのように書いている。

「政府ノ目的上ニ定マラス人心下ニ動キ、上下共ニ時勢ノ流潮ニ左右セラレテ苟息偷安帰着スル所ヲ知ラス、他日財政ノ益々危殆ニ陥キルニ至ルヤ必ス資本ヲ外国ニ仰クノ説ヲ生スヘシ。独り其説ノ生スルノミナラス、必ス實際ニ其事ヲ行ハサルヲ得サルノ不幸ニ沈淪ス可キナリ。今試ニ我国ノ現状ヲ

見ヨ、税権ト雖トモ法権ト雖トモ一モ我ニ帰スルモノ無ク貧困孱弱ノ地位ニ在ルニ非スヤ、而シテ智識財力共ニ富饒ノ外人ニ其ノ資本ヲ仰キ之ヲ以テ、内地ニ散布スルトキハ、固ヨリ一時正金ノ流通ヲ得可シト雖トモ其患害ノ百出スルハ言ハスシテ明ラカナリ。果シテ然ルトキハ国家ノ事復タ為スコカラス。此時ニ当リ設ヒ本論ノ目的ヲ行ハント欲スルモ時機既ニ空滅噬臍及ハス、全国ノ形勢ハ変シテ埃及土耳其若クハ印度ノ如キ慘状ニ陥ルモ只空シク手ヲ束ネテ待ツコトアランモ測ル可カラス。正義一念此ニ及フ毎ニ忽肌膚粟ヲ生シ悚然タラサルモノナシ」]

ここに、松方が、政治的経済的独立の危機を、いかにひしひしと身に感じていたかを、読みとることができる。彼は、国家的独立の維持のために、自己の提議するところを「政府カ断然不拔ノ目的ヲ以テ決行センコト」をもとめ、「若シ果シテ然ラス優々依々世ノ潮流ト相浮沈シ定見無キコト今日ノ如キアラハ、正義固ヨリ其实行ヲ希カハサルナリ」と断言していた。そこには、自己のみが国家的独立の維持と産業資本の確立および国民経済の発展との不可分な関係を見抜きえたという満々たる自信、あえて窮迫の頂点に達している財政の再建にあたらうとする烈々たる気迫が、滲み出ている。

- (1) 大江志乃夫『明治国家の成立』ミネルヴァ書房、1959年、352ページ。
- (2) 同上、333ページ。
- (3) 同上、350ページ。
- (4) 大石嘉一郎「維新政権と大隈財政」『歴史学研究』第240号、1960年4月。「大隈財政と松方財政」『歴史学研究』1960年10月、別冊特集。
- (5) 『大久保利通文書』第5、561ページ。
- (6) 明治9年5月、大蔵卿大隈重信・内務卿大久保利通の貸付局設置および資本手形発行にかんする建議(同上、第7、122ページ)。
- (7) 高橋誠「明治前期における財政政策の展開」『経済志林』第22巻第2号、1954年4月、80ページ。
- (8) 「貨政考要」(『明治前期財政経済史料集成』第13巻、410ページ)。
- (9) 明治8年11月、外債償却ヲ目的トスル内務大蔵両省規約、第1条(『大隈文書』第3巻、145ページ)。
- (10) 「紙幣整理始末」(『明治前期財政経済史料集成』第11巻、183ページ)。

12 資本主義の発達と地主制の形成

- (11) 『明治財政史』第12巻, 307ページ。
- (12) 「貨政考要」(『明治前期財政経済史料集成』第13巻, 423ページ)。
- (13) マルクス「資本論」第1巻『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店版)第23巻第2分冊, 984ページ。
- (14) 同上, 934ページ。
- (15) 「紙幣整理始末」(『明治前期財政経済史料集成』第11巻, 216ページ)。
- (16) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店, 1934年, 5～6ページ。
- (17) (15)に同じ。
- (18) 「工部省沿革報告書」(『明治前期財政経済史料集成』第17巻, 34ページ)。
- (19) 明治13年11月, 参議大隈重信・同伊藤博文の農商務省設立にかんする建議(春畝公追頌会『伊藤博文伝』中巻, 182～5ページ)。
- (20) 「準備金始末」(『明治前期財政経済史料集成』第11巻, 30ページ)。
- (21) 同上, 32ページ。
- (22)(23) 明治14年11月, 太政官宛の松方正義の上申「準備金運転正貨増殖方略ノ議」(『明治前期財政経済史料集成』第1巻, 335ページ)。
- (24) 大石嘉一郎「大隈財政と松方財政」『歴史学研究』1960年10月, 別冊特集, 67ページ。
- (25) 『明治財政史』第12巻, 203～22ページ。
- (26) 「紙幣整理始末」(『明治前期財政経済史料集成』第11巻, 216～7ページ)。
- (27) 楫西光速・大島清・加藤俊彦・大内力『日本資本主義の成立』II, 東京大学出版会, 1955年, 427～8ページ。
- (28) 「松方伯財政論策集」(『明治前期財政経済史料集成』第1巻, 433～8ページ)。
- (29) 「明治三十年幣制改革始末概要」(同上, 第11巻, 360～70ページ)。
- (30) 「松方伯財政論策集」(同上, 第1巻, 446～7ページ)。

2 上からの資本主義と寄生地主制

前節でのべたような松方財政の展開がもたらした結果は、第一に、山田盛太郎氏によって、「該官府が、一方においては、直接的に純粋に軍義的保安的なるものに対する掌握を一層完全に確保し、整備を了すると共に、他方においては、爾余のものについては活用の最大に可能な形態においてその応当的な特殊的寄生地主的政商(三井, 三菱, 古河, 藤田, 田中, 川崎, 浅野等)へ低廉価で払下げ、以つて巨大財閥を創出して自己の統制圏内へ内包摂取な

し、かくして、かくの如き二重作用によつて、そのものが、自己の統率下に、広模な、屈伸性のある、従つて最も内包的なる軍事機構＝^{キイ}鍵鑰産業体制を構築するに至りし所以の、かかる編成替へ⁽¹⁾と約言されているような、^{キイ}鍵鑰産業体制の構築であり、それを旋回基軸として、資本関係の創出が転倒的に推進されるのである。かかる編成替えの基調をなすものは官業払下げであり、それは政商資本を官業に結びつけて産業資本に転化し、財閥として発展する基盤をきづいた。政商＝財閥の諸企業は、明治15～18年のいわゆる「体制的沈静期」においても、顕著な発達を示した。とくに、三井・三菱・住友・安田の四大財閥は、一方では銀行業の、他方では商工業の支配権を兼備し、その支配力をいちじるしく強化した。かかる産業体制の構築によってはじめて、15年にはじまる大規模な軍備拡張が実現可能になったのである。

かかる編成替え＝近代的大工業の創出を必然ならしめた要因は、国内的条件にあるよりも、むしろ対外的条件にあった。すなわち、欧米先進諸国の日本にたいする進出が、軍事的・政治的手段によるよりも、経済的手段によっておこなわれている以上、経済的独立の確保のためには、「先進国のすでに到達した段階を、技術的にも経済的にも、できるだけ自国の出発点にしようとする努力がなされねばならなかった⁽²⁾」また、国家強力(Staatsgewalt)の脈管系たる運輸通信機構と、その物的礎石たる造兵建艦機構とにたいする絶対的保証が、近代的大工業の発達にある以上、大工業の発達は、政治的独立の確保のための、国家強力機構の整備・強化にとつて、「ただ一つの道⁽³⁾」となる。かくて日本資本主義の転倒的・跛行的発展が、したがってまた構造的脆弱性が規定される。資本の本源的蓄積過程は奇型化され、高率小作料と低賃金との相関関係が形成される。「これを要言すれば、賃銀の補充によつて高き小作料が可能にせられ又逆に補充の意味で賃銀が低められる様な関係の成立、即ち、半隷農的小作料支払後の僅少な残余部分と低い賃銀との合計でミゼラブルな一家を支へる様な関係の成立、……かかる関係の成立こそは半隷農的小作料と半隷奴の労働賃銀との相互規定関係存立そのものを意味する。この

14 資本主義の発達と地主制の形成

関係存立こそは日本資本主義興隆の絶対要件たりし所である⁽⁴⁾

かくて日本資本主義の構造的特質は、つぎのように要約される。「即ち巨大なる軍事機構＝鍵鑰産業体制の構築必至に基因する所の軍事的半農奴制的官府下での半隷農主的寄生地主と軍事的地主的資本家との相関並に半農奴制的零細耕作基調での半隷農制的年貢徴収と半隷奴制的労役との相関、それがための狭隘なる再生産軌道対応としての植民圏劃保、逆に、該労役維持と該劃保遂行とのための特徴的な装備の整備必至、その早期以来の帝国主義的設備の必然性、それらの相互規定。それに基く基本矛盾〔機構の脆弱性並に海陸装備の制約性とプロレタリアートの必至性並にその基本線と半隷農的零細耕作農民での基本線との統合の必然性〕。これである⁽⁵⁾」

松方正義による紙幣整理事業は、日本銀行の設立・兌換制度の実施・幣制の統一を最後の締めくくりとして、明治19年ごろまでにほぼ完成するのであるが、その間、デフレーションによる物価の下落は、インフレーション時代に族生した中小の企業を没落せしめた。かくて松方財政による地ならしの完成のうえに、産業資本の蓄積条件が整備され、19年以後における資本制生産の発展を迎えたのである。しかし、その発展方向は、自由民権運動を生みだした小ブルジョア経済の順調な発展のうえに定置したのではなく、その成果をつみとって成立したのである。

明治20年代における資本制生産の発展の中心をなす紡績業において、16年の大阪紡績会社の操業開始から本格化する洋式機械紡績糸生産が、20年には在来の手紡・ガラ紡糸生産を完全に凌駕したことを指標として、機械制大工業は資本制生産において優位に立つにいたった。ここで注意すべき点は、紡績業発展の基盤をなした国内綿織物業の発展が、機械制大工業のこの期における展開にあるのではなく、広範な農民の「余業」としての家内工業と、工場制手工業の端緒的な展開にあったことである。このような農業と結びついた織物業を主要な市場として、機械制綿糸紡績業が急速に発展したのである。

さらに、全工業生産について見るならば、資本制生産がそのなかで占める

比重は、なお低かったことが注目される。綿紡績業・船舶製造業・洋紙製造業などの移殖産業においては、機械制工場工業が支配的であったが、工業生産高においてもっとも高い比重を占める織物業をはじめ、製糸業・醸造業・製茶業・窯業・和紙製造業などの在来産業においては、家内工業ないしはそれに類する小規模作業場が圧倒的な地位を占めていた。ここに、商業資本の間屋制前貸制度がなお相当に根強い原因があった。しかし、この段階では、すでに伝統的工業においても、原動機を使用する工場、工場制手工業が、ごく少数ながら発生しつつあった⁶⁾。かくて在来産業の単純協業あるいは工場制手工業と、移殖産業の機械制大工業が並進しつつ、資本主義的経済制度が成立しつつあったといえる。これらのほかに、資本制生産とは異なった生産形態（小商品生産）がなお広範に存在するのであり、さらに自然経済・半封建的小作制度をもふくめて、形成されつつある国民経済は、さまざまな経済制度を包含する、矛盾にみちた姿態を示していた。

このような日本における資本主義成立の特殊性は、資本の本源的蓄積＝「生産者と生産手段との歴史的分離過程」を不徹底ならしめる。当時、地主的土地所有の拡大がすすみつつあったかげには、工業生産面において、すでに見たような家内工業、前貸資本の支配下にある家内工業の広範な存在があり、それが資本制生産の高度な発展のための市場条件をなすというように、工業生産の内部における跛行的発展が農工分離を不徹底ならしめる、という事情があったのである。地主制の進行下で、小農民はその農業経営維持の困難さを兼業収入に依存しつつ補い、生産手段からの分離を不徹底ならしめられていた。つまり、本源的蓄積の具体的な内容をなす労働力の創出過程が、没落自作農民の小作農民化による土地へのしがみつきをからませつつ、小作制度という濾過装置つきで、一家が揃って流浪するのではなく、次三男や子女が流浪するという形でおこなわれたのである。地主制下の高率小作料に規定されて、小作農民は自立的農家経営の形成を阻まれ、その再生産を兼業収入によって補充するとともに、雇用労働の放出による賃労働収入によって補充する

ことが必要になる。ここに、資本主義と地主制との共存の主要条件が存在していたのである。

松方財政の展開がもたらした結果の第二は、寄生地主制の成立である。松方による紙幣整理は、信用・貨幣制度の確立と関連しつつ展開されたが、それは、一方で産業資本の蓄積条件を整備するとともに、他方で寄生地主制成立の一般的条件をも整備したのである。

周知のように、寄生地主的土地所有は、商品生産にまぎこまれた小農民経営の両極分解が、商人・高利貸資本の介在によって押しとどめられ、歪曲されて、地主・小作関係に帰結する半封建的＝地主的分解が進行することによって成立する。約言すれば、それは、過渡的土地所有形態たる分割地的土地所有の潰滅状態であり、前期的資本の転化形態である⁽⁷⁾。したがって、本来的には、一社会構成体の自立的・支配的な生産関係たりえない。

日本において、かかる寄生地主的土地所有およびこれを成立せしめるような農民層の分解は、徳川中期から先進地帯において発生し、農民的商品生産が発展した幕末＝維新段階にいたってさらに広範に生成した。しかし、それらは、領主的土地所有への蚕食形態として進展してきたものであり、資本の本源的蓄積期以降、資本主義との相互規定的関係をもちつつ、その「基底」として存立した寄生地主制とは、明確に区別されなければならない⁽⁸⁾。このような意味での寄生地主制の成立は、絶対主義国家が寄生地主的土地所有の成立基盤を一般的に擁護し、それを自己の固有の物質的基盤として体制的に編成・定着させること、いわば、国家が寄生地主的土地所有を「総括」する時点にもとめられるべきであろう。

明治絶対主義下における寄生地主制の生成・発展の過程を概観するならば、つぎのようにいうことができよう。まず、明治10年代前半のインフレ期における広範な中小地主の族生と地主手作経営の発展という形で、地主的土地所有の急激な発展の出発点があたえられた。ついで、10年代後半のデフレ期になると、一転して広範な中小地主の没落と少数の大地主の発生という形で整

理があたえられ、20年代前半の産業資本成立期において体制的に成立するにいたった。

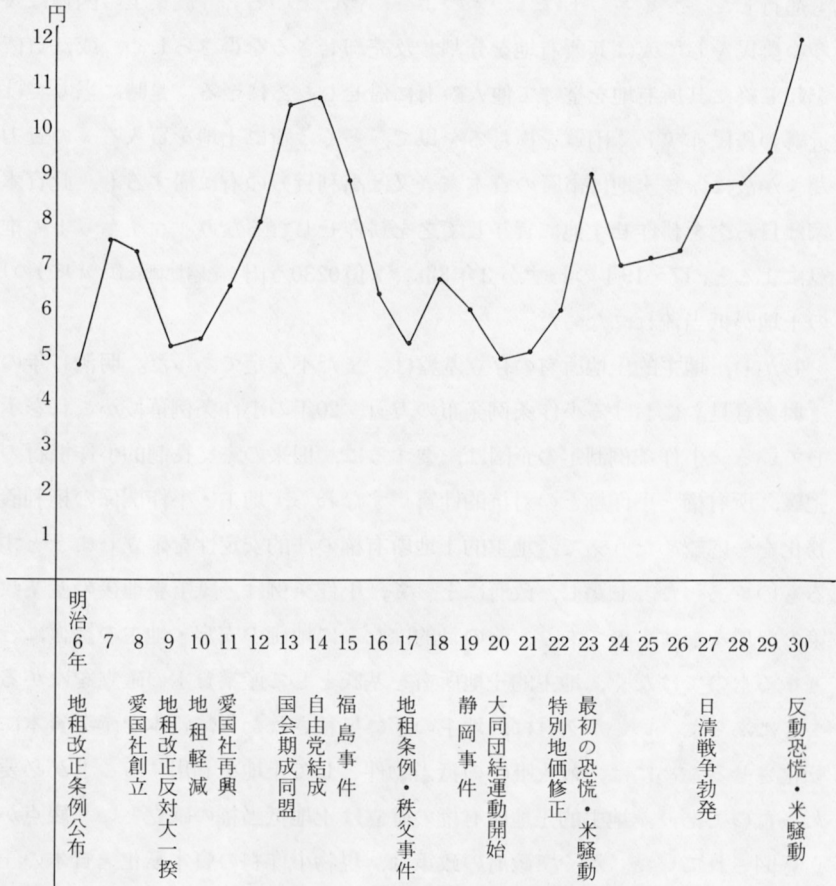
農民層の分解と地主的土地所有の拡大が急激に進行したのは、16・7～20年であるが、この時期に小農民を小作農として地主制のもとに編成する過程も進行した。マイエットは、つぎのように書いている。「農業上の困難は幾多の農民をして或は其所有地を分割し及売却せざるを得せらしめ、或は負債を起し終に其所有地を挙げて他人の有に帰せしむるに至る。是時に当りては近隣の農民亦等しく困難を極むるを以て、多くは新に土地を買入るゝの資力なきか故に、該土地は市府の資本家（又は高利貸）の有に帰するも、此資本家は自ら之を耕作せず他に貸与して之を耕作せしむるなり⁹⁾」マイエットの推算によると、17～19年のわずか3年間に、2億0230万円（全国地価総額の約8分の1）の土地が抵当流れになった。¹⁰⁾

しかし、地主的土地所有の存立基盤は、まだ不安定であった。明治17年の『興業意見』における小作条例発布の方針、20年の小作条例草案がこれを示している。小作条例制定の企図は、要するに、旧来の家父長制的小作慣行の弛緩、所有権と小作権との対抗的性質、すなわち、地主・小作関係の権利義務化を一応認めたらうと、地主的土地所有権の法的安定性を確立しようとするものであった。しかし、政府にとって、小作条例は、紙幣整理後の産業政策の一環をなすものであり、その目的はたんに地価の安定・地主の擁護にとどまるものではなく、地主的土地所有を基底として産業資本の確立をはかることにあった。いかえれば、地主の手に集積された貨幣資本を産業資本に転化させるためには、最大唯一の抵当物件として土地を利用することが必要だったのであり、地主的土地所有権の確立は土地抵当権の確立という観点から意図されていた。かくて政府の政策は、現物小作料の資本転化・資本の土地把握を促進し、資本主義と地主制との共存の主要条件を整備するものであった。この小作条例は不成立におわったが、紙幣整理後の資本主義の高揚期を迎えて、地主制の支配力はいちじるしく強化され、小作条例制定の目的の

一半は達成されるにいたった。

すなわち、資本主義の発達とともに、米価はしだいに騰貴し（第1図）、金納地租と現物小作料の乖離は漸次その格差を拡大していった。かくて地租

第1図 米 価 の 変 遷



* 東京卸売米価（明治6年以降玄米中級品，26年以降正米標準相場）。

* 日本統計研究所編『日本経済統計集』による。

の實質的負担はしだいに低下し（第1表）、封建地代の一般的形態は地租から小作料へと移行した（第2表・第3表）。また、資本主義の発達にともなう人口

第1表 地租の實質負担高の変動

年次	A 地租	B 米価	A/B	備考
明治6	60,604 ^{千円}	4:80 ^円	12,626 ^{千石}	地租改正
10	39,451	5.34	7,388	地租軽減
14	43,274	10.59	4,080	明治前期の最高米価
17	43,426	5.29	8,209	地租条例・秩父事件
20	42,152	4.94	8,533	明治20年代の最低米価
23	40,084	8.94	4,484	第1回帝国議会
27	39,291	8.83	4,450	日清戦争
31	38,441	14.97	2,568	明治30年代の最高米価

* 年次の明治6年は第6期（明治6年1月～12月）、他は各会計年度（4月～翌年3月）。

* 米価は東京卸売米価（1石建）。

第2表 国家・地主間の剰余生産物分配比率

年次	国家	地主
明治8・9	35.6%	64.4%
10	30.5	69.5
11	24.9	75.1
12	20.3	79.7
13	15.9	84.1
14	17.1	82.9
15	20.5	79.5
16	28.3	71.7
17	32.7	67.3
18	25.2	74.8
19	28.8	71.2
20	30.8	69.2

* 下山三郎「明治十年代の土地所有関係をめぐって」『歴史学研究』第176号、1954年10月による。

第3表 小作農労働生産物(水田・米)の分配比率

	国家	地主	小作	合計
地租改正検査例	34%	34%	32%	100%
明治6年	48	10	42	100
明治14～22年平均	22	36	42	100
明治23～25年平均	13	51	36	100

* 丹羽邦男「地租改正と秩禄処分」岩波講座『日本歴史』近代2、145ページによる。

の増加、とくに都市人口の増加、および自給経済型作物（粟・稗など）の衰退による農家食生活の米麦への漸次的転換は、運輸機関の発達とあいまって、国内の米穀市場を拡大し（第4表）、地主は小作米の販売者としてこの拡大する市場に立ち向かっていっ

第4表 日本内地における米の消費高

年次	人口1人当り消費高	同5カ年平均	指数
明治15	0.825 ^{fi}	— ^{fi}	—
16	0.695	—	—
17	0.850	—	—
18	0.881	—	—
19	0.957	0.842	100
20	0.994	0.876	104
21	0.934	0.893	106
22	0.865	0.927	110
23	1.050	0.960	114
24	0.935	0.956	114
25	0.999	0.957	114
26	0.918	0.954	113
27	1.001	0.981	117
28	0.943	0.959	114
29	0.875	0.947	112
30	0.893	0.926	110
31	1.064	0.955	113
32	0.917	0.938	111
33	0.949	0.940	112
34	1.048	0.974	116

* 山田申吾『米価の研究』49～51ページによる。

た。こうして、地主的土地所有の存立基盤が安定化し、地主の支配力が強化された（第5表・第6表）。

かかる事情は、第一に、豪農層の帰趨を寄生地主化の方向に決定づけた。明治15～18年の体

第5表 小作地割合

年次	田	畑	総耕地	備考
	%	%	%	
明治5	—	—	28.93	推定
16	—	—	35.53	"
17	—	—	36.95	"
(16・17)	(40.3)	(31.8)	(36.8)	"
20	43.6	33.4	39.3	
25	50.0	34.3	40.0	
36	49.2	39.0	44.5	
41	50.0	40.4	45.4	

* 明治5、16、17年は、16年の27県と17年の35県の実数にもとづく全府県の推定。下山三郎、前掲論文による。

* (16・17)年は、16年の18府県と17年の17府県を合計したものから算出。明治20年と25年は、沖縄をのぞく道府県の統計。『帝国統計年鑑』による。

* 明治36年と41年は、『農会調査農事統計』による。ただし沖縄を含まず。

第6表 自作・小作別農家戸数割合

年次	自作農	小自作農	小作農	総農家
	%	%	%	%
明治16	38.7	41.3	20.0	100
(16・17)	(38.0)	(40.9)	(21.1)	100
21	33.3	45.1	21.6	100
32	35.4	38.4	26.2	100
35	33.9	38.0	28.1	100
41	33.3	39.1	27.6	100
45	32.5	39.8	27.7	100

* 明治16年は30府県の実数にもとづく推定。()内はこれに17年の6県を加えた36府県の割合。下山三郎、前掲論文による。

* 明治21年以降は、栗原百寿『現代日本農業論』上、青木文庫、40ページによる。

制的沈静期を乗り切った豪農＝中小耕作地主は、土地兼併をすすめるとともに、しだいに手作経営を縮小ないし解体して、不耕作地主としての比重を増大させた。彼らは、農業経営面における上向的發展によってではなく、土地・米穀の商品化過程、具体的には地価・米価の変動過程をつうじて、流通面で利益を引き出す方向へと自己を適応させつつ、しだいに寄生地主に上昇・転化していった。しかし、豪農層の手作経営が完全に凋落するのは、日清戦後のことである。

第二に、地価のいちじるしい騰貴によって、土地投機があおられ、いわゆる「町の地主」(＝不在地主)が増加した。また、地価の騰貴によって富裕化した地主は、その土地を抵当とし、豊かな信用をあたえられることによって取得した貨幣資本を、商業・金融・鉄道などへと競って投資した。しかし、生産面への投資はごく稀であり、この場合、銀行は、地価騰貴からえられる利益を土地の売却なしにわがものとし、もって地主の商業・高利貸資本的活動を強化する手段として機能する以上には、出なかったのである。

* 土地投機と地主の投資活動について。

(1) 阪本楠彦氏の計算¹¹⁾によれば、米価と地価の比率(地租・公課を無視すれば、この数値が田の利回りを示す)は、明治6年の83から、23年には142に上昇しており、この期間が明治期をつうじてもっとも上昇率が高い。この小作料の利回りに、第7表にみるような地価騰貴の利回りを加えるならば、土地がいかにも有利な投資対象であったかがわかる。

(2) 明治6年7月の地租改正条例公布後、7年10月の太政官布告で、地券書き替えは土地所有権移動の効力発生要件とされていたが、13年11月の土地売買譲渡規則によって、それ以前の諸布告は廃止され、土地の売買・譲渡は戸長役場で公証手続きをへるものとされ、地券書き替えは納租名義人変

第7表 耕地価格指数

年次	田	畑
明治11	100	100
12	126	126
13	189	189
14	236	236
15	181	181
16	102	102
18	87	100
20	128	175
23	134	163
25	198	275
30	321	481
32	281	363
35	338	538
37	319	538
41	417	563
44	526	713

* 小峯三千男『日本耕地価格の研究』12ページによる。

更の意味しかもたなくなつた。その後も地券制度はなお存続していたが、地券の私的機能はすでに失われていた。ついで、22年3月の土地台帳規則により地券制度は廃止されたが、それは土地商品化の法的確認を意味していた。この土地商品化傾向の増大と信用制度の統一を前提として、土地投機がすすんだことはいうまでもない。

(3) 当時、農商務省小作慣行調査会において、小作料調査に従事していた小林平左衛門氏は、つぎのように語っている。

「その時代〔明治16～7年〕に土地の移動というものが非常に多いのです。今まで地券の制度が出ておって押えられていた土地の融通性が非常に自由になっている。地券をもって行って、土地の取引が、戸長役場で登録してもらえればすぐ買入れや抵当なども簡単にできるようになったし、売買も楽になった。そんなことで農地金融が余ほど楽になったことと、不況ということと併せて、土地の移動がその頃から非常に多くなったといえると思うのです。……農地の金融を受けたものの償還ができなくなって土地流れになった。この時代に金を持っている地主に土地が流れた。特に都会地の地主がその当時非常にできたというのが多いのじゃないか。また農村でも金を持っている者、あるいは他に商品をもっている者は金があったから、その方面に土地が集まったという事実が出ているのじゃないか」⁹³「明治になってから十年、二十年代、日清戦争前後に買った土地、それから日露戦争までというふうに段階を切っても、前の時代に買った、あるいは土地金融によって金貸しをして土地を集めたという地主が町の地主には相当多いのです」⁹⁴

(4) 地主による企業投資の増大について、『東京経済雑誌』は、つぎのように書いている。

「目今地価も少々頭を擡げ始めれば、地方唯一の抵当物たる地面も少しく抵当物たるの資格を恢復し……」⁹⁵「一昨年以来米価騰貴せしかば、地持農民の豊裕を生ずべきは勿論の事ながら、久しく其の結果を見ざりしが北越地方に於て現然なる結果を現せり。即ち同地方の農家は近来追々余裕を生じて公債及債券を买入る者多く随て所得税は一般に一割五分方増加し、就中西蒲原地方の如きは二割も増加したりと云ふ」⁹⁶

企業熱のあまり盛んでなかった東北・北陸地方の地主は、公債および債券の投資に向かったが、企業熱の盛んであった関西・東海地方の地主は、商業・銀行・鉄道などの企業投資に向かった。このような相違が、その後における両地方の地主の政治運動の差違の一因となるのである。それはともかくとして、いずれにせよ、地主は土地と資本あるいは国庫の双方に寄生する階級になった、ということが出来る。

こうして、地主的土地所有の拡大は、豪農層の上昇・転化をその底流とし、商業・高利貸資本家の土地把握をその本流としつつ、進展したのである。

このような地主的土地所有の安定・有利化および量的拡大に並行して、華

族・政商の土地所有への動きが活発となり（明治19年4月、華族世襲財産法公布）、皇室財産が編成された（18年12月、宮内省に御料局設置、22年には全官有地の17%を御料地に編入）⁰⁵。かくて地主的土地所有は、「天皇制の基礎に自己の相似形をもつことによつて、自己を強化した」⁰⁶のである。そして、最後に、地方自治制の法的確立と帝国議会の開設とによって、はじめて半封建的な寄生地主制として体制的に成立した。しかし、寄生地主制が終局的に確立するにいたるのは、明治30年代のことであり、それは、高率現物小作料と低賃金との相関関係を生み出す資本主義の確立過程に照応している。明治20年代は、いわば、寄生地主制の生成・発展に対応して、国家権力が寄生地主を体制内に定着させていく過程（＝地主制の体制的編成過程）とみなすことができる。いいかえると、地主制成立過程の特徴は、つぎのように規定することができよう。すなわち、地主的土地所有は農民的土地所有の発展によってその起源があたえられたのであるが、それは、農業内における自生的発展によってではなく、政府の資本主義育成策を媒介として、本格的な成長をとげ、政府の地主擁護政策およびそれに照応した政治体制の確立に支えられて、はじめて半封建的な地主制として体制的に成立したのである。

- (1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』73ページ。
- (2) ヒルファディング『金融資本論』（林要訳、大月書店、1952年）496ページ。
- (3) エンゲルス『「ロシアの社会状態」のあとがき（1894年）」『マルクス＝エンゲルス全集』第18巻、687ページ。
- (4) 山田盛太郎、前掲書、62ページ。
- (5) 同上、160～1ページ。
- (6) くわしくは、古島敏雄「産業資本の確立」岩波講座『日本歴史』近代4、参照。
- (7) 栗原百寿『農業問題入門』有斐閣、1955年、150ページ以下。
- (8) 戸田慎太郎『日本資本主義と日本農業の発展』民主評論社、1947年、68ページ。栗原百寿『現代日本農業論』上、青木文庫、1961年、34～5ページ。山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」東京大学経済学部記念論文集第2部『戦後日本経済の諸問題』1940年10月、170～1ページ。
- (9) マイエット「日本農民の疲弊及其救済策」（1893年）服部之総・小西四郎編『明治農業論集』（史料近代史・農民問題史料）1955年、199ページ。

24 資本主義の発達と地主制の形成

- (10) 同前, 208ページ。
- (11) 阪本楠彦『日本農業の経済法則』東京大学出版会, 1956年, 136ページ。
- (12) 小林平左衛門「地主の変遷」(『農業発達史調査会資料』第33号, 1950年, 35～9ページ)。
- (13) 「養蚕地方の好景気」『東京経済雑誌』第326号, 明治19年7月24日。
- (14) 「農家の富裕」『東京経済雑誌』第583号, 明治24年8月1日。
- (15) 旗手勲「華族・政商の土地所有」古島敏雄編『日本地主制史研究』第8章, 参照。
- (16) 山田盛太郎, 前掲論文, 170～1ページ。